

地域見守り情報



第187号

「副業」「転売ビジネス」でのトラブル増加(2)

～ 無在庫での転売は禁止されています ～

【県内事例1】

スマホで「副業」を検索すると「誰でも1日に2～3万円簡単に稼げる」というサイトを見つけ、SNSで友だち登録した。送られてきたメッセージを見て9千円のマニュアルを購入後、内容を確認すると大手通販サイトでの無在庫での転売ビジネスだった。サイトから電話がありサポート契約を勧められたがお金がないと断った。しかし、ネットで消費者金融での借入れ方法を指南され、最終的には100万円以上を業者の口座に振込んだ。その後何度か、サポートの指示どおりに出品等を行ったが数千円にしかならず、このペースだと借入れした金額を稼ぐこともできないので解約したいが、解約料と利用料金を請求されている。(40代 男性)

【県内事例2】

ネットで検索し副業が紹介されている動画サイトを閲覧。動画では、リスクなしでブランド品を無在庫で転売し利益を得る方法についての説明があった。一般公開していない情報をSNSで公開中とあったので検索した。収入を得るための方法を伝えたりサポートをしてくれるとのことだった。SNSで何度かやり取りしたあと、電話で80万円のサポート契約を勧められた。高いと思ったが「すぐに取り返せる」という言葉で契約を決め、クレジットカードでネット決済した。その後、電子契約書と副業のやり方が記載された書面が届いたが、内容を確認すると不審な点があり、家族にも反対されたので解約したい。(20代 男性)

注意すべきポイント



●これらの事業者が紹介する無在庫での転売は大手通販サイトでは禁止されており、警告・アカウント停止の措置がとられ、そもそもビジネスとして成立しません。

●SNSで友だち登録等をするとう度もメッセージが届き、電話予約へと誘いむ入口になっています。また何度もメッセージをやりとりしていると、高額な契約も断りづらくなるため、安易な登録等には注意が必要です。

*SNS…登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。LINE(ライン)・FaceBook(フェイスブック)・Twitter(ツイッター)など。

